

保護者の方へ

この資料は、(仮称) 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）について、中学生の皆さんのご意見をうかがうため、中学生向けに作成した資料です。

いただいたご意見は、これから認知症施策を推進していく上で参考にさせていただきます。ぜひ、ご家庭で共有してご覧ください。

葛飾区では、^{にんちしょう}認知症についての条例をつくることになりました。

正式な条例の名前はまだ決まっていませんので、仮の名前（仮称）となっています。

条例について、中学生の皆さんの意見を聴かせてください。^{みな}皆さんのが暮らす葛飾区を住みやすいまちにするために、一緒に考えましょう。



最後に、意見の提出方法が書いてあります。

葛飾区 福祉部 ^{ふくしぶ} 高齢者支援課 ^{こうれいしゃしえんか}

かしょう にんちしおう (仮称) 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例 (素案) 概要版 がいようばん

「条例」とは、国がつくる法律とは別に、都道府県や市町村、区といったそれぞれの地域が、^{じょうきょう}その地域の状況に合わせて独自につくるルールのことです。

葛飾区にもたくさんの条例があり、令和5年には「葛飾区子どもの権利条例」「歩きスマホの防止に関する条例」などをつくっています。

今回は、「認知症」について考え、葛飾区でみんなが安心して暮らしていくためのルールをつくり、令和8年4月からスタートする予定です。

また、この条例に従って具体的なことを決める計画を立てます。「認知症」については、「(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画 (素案) 概要版」で説明していますので、併せて読んでみてください。

以下は、条例の素案（もととなる案）の一部を説明したものです。この素案について、皆さんの意見をきかせてください。

全文は、「(仮称) 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例 (素案)」になりますので、そちらもぜひご覧ください。

はじめに (前文)

私たちは今、「人生100年時代」という、とても長生きできる時代を迎えようとしています。いつまでも住み慣れた地域で、その人らしく、いきいきと暮らし続けられたらいいですね。

認知症は、誰もがなる可能性のある病気です。でも、認知症になったからといって、何もわからなくなる、何もできなくなるわけではありません。一人一人が持っている個性や「できること、やりたいこと」は大切にしなければなりません。

認知症になってもその人らしく、いきいきと暮らせる葛飾にするために、私は、認知症について正しく知り、認知症のある人やその家族の気持ちを理解し、地域の一員として支え合うことが大切です。

認知症にんちしょうのある人も、そうでない人も、みんなお互いのことを大切に思い、助け合いながら暮らす（共生する）まち、認知症にんちしょうになっても、住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられる葛飾にするためにこの条例を定めます。

条例の目的（第1条）

この条例は、認知症にんちしょうのある人の気持ちや考えが大切にされ、その人らしく生きられる社会（地域共生社会）を目指すための、基本的な考え方を決めます。そして、葛飾区、区民（私たち）、会社やお店（事業者）、病院や介護の施設など（関係機関）のそれぞれの役割をはっきりさせ、認知症にんちしょうのための取組を計画的に進めていくことを目的にしています。

大切な言葉の意味（定義）（第2条）

この条例で使う、いくつかの言葉の意味を説明します。

1. 認知症にんちしょう：脳の病気などで記憶きおくや判断力などが低下して、生活する上で困ることがある状態のことです。
2. 区民：葛飾区に住んでいる人、葛飾区内の学校に通っている人、葛飾区で働いている人です。
3. 事業者：葛飾区内で仕事をしている会社、お店、団体などです。
4. 関係機関：葛飾区内で医療いりょうや介護かいごのサービスを提供しているところや、認知症にんちしょうのある人や家族を助ける活動をしている機関です。
5. 家族等：認知症にんちしょうのある人を支える家族や、その人の生活で深く関わる人たちのことです。

基本的な考え方（基本理念）（第3条）

区、区民、事業者、関係機関は、**認知症**について正しい知識を持ち、理解した上で、それぞれの役割を果たします。そして、「**認知症**のある人も、そうでない人も、みんなお互いのことを大切に思い、助け合いながら暮らし、**認知症**になつても、住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられる葛飾」の実現を目指します。

区の役割（第4条）

区は、この「基本的な考え方」をもとに、国、東京都、他の区や市町村、区民、事業者、関係機関と協力し合いながら、**認知症**のための取組を計画的に進めます。

区民の役割（第5条）

1. **認知症**に関する正しい知識を持ち、理解を深めるようにします。
2. **認知症**のある人や家族が安心して暮らせるよう、お互いに助け合い、住んでいる地域を良くしていくことに協力します。
3. 国、東京都、区、事業者などが進める**認知症**のための取組に、できる範囲で協力します。

事業者の役割（第6条）

1. 事業者は、働いている人が**認知症**について正しく理解できる機会をつくるようにします。
2. **認知症**のある人や家族が働きやすい環境を整え、仕事を続けられるよう

に考えます。

3. サービスを提供するときは、**認知症**のある人の考え方を大切にし、適切な手助けをするようにします。
4. 国、東京都、区、区民、関係機関などが進める取組に協力します。

関係機関の役割（第7条）

1. **認知症**のある人や家族の状態に合わせて、適切なサービスを提供できるよう、お互いに連絡を取り合い協力します。
2. 専門的な知識を生かして、地域の人たちへ**認知症**の理解を広める活動をします。
3. 国、東京都、区、区民、事業者などが進める取組に協力します。

計画を立てること（第8条）

1. 区は、**認知症**のための取組をしっかりと進めるために、区独自の計画を定めます。
2. 計画をつくり変えたりするときは、**認知症**のある人や家族など、関わる人の意見を聞くようにします。
3. 計画に沿って進めている取組がうまくいっているか定期的にチェックし、必要があれば見直します。

こちらを参考に、**みな**さんの意見をき聽かせてください。

条例（素案）は、次の場所で見ることができます。

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、
図書館(改修工事中の図書館を除く。中央図書館は令和8年1月3日（土）から
13日（火）まで)、地区図書館、
男女平等推進センター、福祉管理課、くらしのまるごと相談課、
福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、
シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、
健康プラザかつしか（保健センター）、葛飾区社会福祉協議会

意見の募集期間：

令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）

意見提出方法：オンライン提出、持参、郵送、FAX

オンラインで提出する場合は、下の二次元コードを読み取って、
フォームに入力してください。



<https://logoform.jp/f/NHoGG>

区の公式ホームページで全文を公開中！意見も提出できます。
詳しくはこちらから↓

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006014/1040374/index.html>

お問い合わせ先：

葛飾区 福祉部 高齢者支援課 TEL 03-5654-8597